

平成16年6月28日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	中村清
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	吉田正明
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

8 番 橋川宏彰

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	口	賢	治
建	設	江	頭	毅	一 郎
企	画	北	村	建	治
総	務	山	本	克	樹
財	政	藤	田	洋	一 郎
市	民	堤		節	代
選	挙				
管	理	北	御	門	敏
委	員	平	石		和
会	事	井	手		讓
務	局	中	橋	孝	司 郎
長		福	岡	俊	剛
税	務	中	川		宏
課	長	藤	家	敏	昭
福	祉	松	浦		勉
事	務	井	手	清	治
所	長	森		久	幸
保	険	小	野	原	利
健	康	北	村		和
課	長	中	村	博	博
農	林	谷	口	秀	男
水	産	一	ノ	瀬	健
課	長	江	口		二
商	工				徹
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
ま	ち				
な	み				
活	性				
課	長				
水	道				
課	長				
収	入				
役	職				
務	代				
理	者				
長					
会	計				
課	長				
教	育				
長					
教	育				
次	長				
兼	庶				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
同	和				
対	策				
課	長				
兼					
生	涯				
学	習				
課	参				
事					
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	査				
委	員				

平成16年6月28日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 議案の追加上程（市長の提案理由説明） |
| 日程第2 | 議案第47号 鹿島市固定資産評価員の選任について（質疑、討論、採決） |
| 日程第3 | 議案第41号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合について |
| | 議案第42号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について |
| | 議案第43号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について |
| | 議案第44号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴い設置される市の議会の議員の定数に関する協議について |
| | 議案第45号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について |
| | 議案第46号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について（総括質疑、審査特別委員会付託） |
| 日程第4 | 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第5 | 意見書第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第6 | 意見書第4号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第7 | 意見書第5号 有明海再生・復活に基づく諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査早期実施を求める意見書（案）（質疑、討論、採決） |

午前10時46分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付い

たしております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第47号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

おはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、人事案件の1件でございます。

それでは、議案第47号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現評価員西本勝次氏の退職により、後任として現税務課長北御門敏則氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

それから、先日の5番議員の質問に対する当局の説明がなされておりましたので、説明をしたいという申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

おはようございます。先日6月22日、議案審議の折に橋爪議員の方から、自然の館の15年度収支決算についてという問い合わせがあったときに、後日御報告いたしますということで申し上げておりましたので、ここで御報告したいと思います。

支出につきましては、9,150千円、これは賃金、需用費、それから委託料等でございます。この収入の内訳につきましては、利用料収入といたしまして3,466千円、県からの委託金で4,753千円、一般財源を930千円ということで収入を充てているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第47号は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号は委員会付託を省略することに決まら

た。

日程第2 議案第47号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第47号 鹿島市固定資産評価員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 鹿島市固定資産評価員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第47号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

日程第3 議案第41号～議案第46号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．議案第41号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合について、議案第42号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、議案第43号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について、議案第44号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴い設置される市の議会の議員の定数に関する協議について、議案第45号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について、議案第46号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議についての6議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

鹿島市と太良町の合併に関する6議案を一括して御説明を申し上げます。

まず、議案書 1 ページをごらんください。

議案第41号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合について、御説明を申し上げます。

平成17年3月1日から鹿島市と太良町が合併し、その区域に新しい「鹿島市」を設置するためには知事に申請が必要で、このことについて議会の議決を求めるものでございます。

議案書 2 ページは、議案第42号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、議案書 4 ページは、議案第43号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について、議案書 6 ページは、議案第44号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴い設置される市の議会の議員の定数に関する協議について、議案書 8 ページは、議案第45号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について、議案書10ページは、議案第46号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議についてでございます。いずれも、それぞれの議案の次のページ、もしくは次のページ以降に協議の内容を別紙として掲げております。これらを定めることにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、議案説明資料にそれぞれの議案ごとに根拠法律、合併協定項目とその内容を掲載しておりますので、参考にしてください。

また、6月5日に鹿島市長と太良町長が確認、調印いたしました合併協定書の写しも添付しております。

以上で合併関連議案の説明を終わります。どうぞよろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

議案第41号から議案第46号までの6議案を一括して質疑に入ります。

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま関係議案6件についての説明が行われましたが、私はこの件について基本的な問題と申しますか、このことでお尋ねをしたいと思っております。

そもそも私は合併については単独で努力をしていくべきだという考えを持っておりまして、法定協議会の参加についても反対の態度をとってきたわけですが、何をさておきまして、これまで長い期間をかけてそれぞれ審議がされてきたわけですが、そういう中で、特に今回特徴的だったのは、太良町が住民投票をするということで住民投票がされたわけですが、御承知のように、太良町は合併に反対という住民の方が多かったということで、それによりまして、この合併の取り組みというのは、いろいろと情勢の変化があったと思っております。特に太良の町長としては、最初は協議会からの離脱の問題とかいろいろありまして、そのことが提案されるなどありましたが、いまだに太良町がどういう方向になるかわからない状況にあるわけです。

そういう中で、今回、鹿島市がこの6案を提案されたということになるわけですが、私は、

本来ならば、わずか二つの市と町ですから、足並みをそろえながら取り組んでいくということが——特に太良町が反対という住民の結果が出た中ですので、足並みをそろえて取り組んでいくことが大事だと思いますし、私たちとしても、特に合併はできないんじゃないかというような、そういう声を聞く中で、鹿島市が突如この案を提案されたということですが、私は、今この案を提出すべき時期じゃなかったと思いますが、この件について、市長はどういう意向で提案をされたのか、まずお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

国と国との関係に例えて申してみたいと思いますが、A国とB国の政府間で何らかの条約を締結したケースと同じであるというふうに思うわけですが、政府間で締結をした条約は、それぞれの国の議会、つまり国会へかけるわけです。その結果、批准をされれば、初めて条約が発効というふうになるわけではありますが、これと同様のことを私は手順としてやっております。しかも、鹿島市、太良町ともに6月28日という日を定めて、これについては議会間、あるいは私たち政府間の相談もいたしまして、6月28日にという日にちまで定めて約束をしておりました。これを受けまして、私は約束どおり当然のことをやっているということでございます。

この提案を議会がどう判断されるかは議会の権限の問題であります。現在の状況等を大局的な視点から議論をしていただきまして、判断をされるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

これまでも市長は6月28日に同時に提案をしようという取り決めをしていたので、自分を守るんだということを一貫しておっしゃってきました。ただ、そういう中で、状況が大きく変わったわけですね。太良町が住民投票した結果、反対だという結果で、町長としてはそのことを重視して取り組んでいくんだという、そういう形になってきたわけですね。そして、これを提案しないということになったわけですからね。そういうことになりましたと、まだ具体的な問題についてはよくわからないわけですね。

私は今回の市長のやり方について、これは市長のやり方といいますか、法定協議会の会長の対応といいますかね、いろいろと私は大きな問題があるんじゃないかと思うんです。

まず一つ、これまでの市長の発言の中で、何が何でも合併をしないとやっていけないんだという、このことを非常に強くおっしゃっています。きのうおとといまでですか、有線テレビでは——鹿島で1日4回ですか、つけさえすれば、市長の「合併をしないとやっていけな

いんだ」という声の流れるといようなね、何が何でも合併せんとやっていけんのだといような、そういう形で市長は鹿島市民を引っ張ってこられたという状況があります。

そういう中で、特に先ほどもありましたけれども、6月5日の日には、今まで話し合ったことに対する調印式がとり行われたわけですね。私は、この問題については一般質問のときにも申し上げましたが、調印式が行われる数日前の総務委員会の中で、相手の太良町が今から住民投票をしようとしている中で、調印をするということは、それもただ単に、これだけお話ができました、間違いありませんねといような、それくらいの判こを押すということで済むべきことを、何であんなに大々的に派手にしなくちゃいけないのかと、知事まで呼んで、お客さんまで呼んでしなくちゃいけないのかと。今から住民投票をしようとしている太良町に対しての圧力だと、私はそういう発言をしたと思いますし、やるべきじゃないということを行いました。しかし、これに対しては、これまで皆さんたちが一生懸命取り組んでこられて、何なく話し合いがついておめでたいことだという御答弁をいただきましたがね。そういう中で調印が行われました。これに対しては、やはり私たちが心配したとおり、鹿島でも太良の方もそうですが、もう合併が決まったんですねと、そういう受けとめ方が非常に多かったのは事実です。このことが合併をどうするかという投票をしようとしている太良町の皆さん方にも大きな影響があったわけですね。にもかかわらず、反対という住民の方が多かった。特に後で聞きますと、そういうやり方に対する太良町での反発も多かったと。今から合併ばしようにてしよつとに、あたかも決まったようなやり方を強引にするという、そういうことに対する反発もひどかったということを知っています。

私は特に今回、太良町がまだどういう方向に進むのかもわからない中での今回の提案ということは、今までの市長のあり方を見ますときに、ここで鹿島議会は合併推進で、このことについては賛成をするだろうと。そういうことになれば太良町にも大きな刺激になるだろうという、そういう市長の考えがあるんじゃないかという気がするわけですよ。今までのあなたのいろんな発言だとか、対応の仕方を見て、私はそういう考えを持ちました。

そういう中で、先ほど市長は、国と国との関係などを言いながらされたわけですけどね。例えば、こういうことをして、太良町が、最初町長も言っていますように、住民の意向をしっかりと受けとめて、その方向でやるという結果になったときに、市長はどうこれを受けとめて、市民に対してどう対応されていくのかという、私は非常に判断できないといいますが、そういう気持ちを持っておりませんが、その点について市長はどういうお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ちょっとよく御質問の内容がわからない点もありましたが、理解している点についてお答

えをいたします。

住民投票の結果、太良町がどうなるかわからない状況だと、両市町足並みをそろえて提案をするべきだということでもあります。それともう一つは、住民投票の結果によって、状況は大きく変わったということをおっしゃいましたが、これは大きく変わっていないんですよ、この件については。太良町長さんは、住民投票の結果のいかんにかかわらず、議会にかけますということをおっしゃる中で、合併協議会の中でも約束をしておられますし、また、鹿島市、太良町、両市町民の住民説明会のときも公約をされましたし、また、太良町の各部落の住民説明会においても太良町民に対して公約をされているというふうな報告を受けております。これは、いかんにかかわらずですから、たまたま反対が若干多かったということだけで、何も変わっていない、私はそういうふうには思っております。

それから、何が何でも合併をしないとやっていけないと。これはですね、「何が何でも」という言葉は使っておらないと思いますが、私自身、いろんな面から検証をした結果、あるいは合併協議会の中で両市町民の皆さんと一緒に議論をして、そういう結論をですね、私は、私自身が合併をやっていかないといけないというふうには思っておりますから、うそは何にも言っておりません。自分の考えどおりのことを市長として住民に申し上げているということでもあります。

それから、6月5日の協定調印式をやったということではありますが、これは、どこの協議会でもこのタイミングで、そして、同規模の同じ内容で協定調印式をやっております。私自身は合併協議会の事務局に、華美にならないように、ほかの合併協議会並みにやるようにという指示をしております。

それともう一つは、この協定調印式を6月5日やったのですか、これをやるということは、合併協議会の中で全会一致で承認を受けているんです。これには太良町長さんも、太良の町民の皆さんも議長さんも副議長さんも入っておられます。全会一致で6月5日にやるということをおっしゃることは承認を受けて、そしてこれをやったと、こういうことですから、全部の認知を受けて私はやったというふうには思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

どういうことにかかわらず、一緒に提案をしようと約束したと。何も変わつたらんのだとおっしゃっていますがね、変わっているじゃないですか。そういう約束をしとったけど、太良町は提案しないと大きく変わっているでしょう。その情勢に合わせるということは、私は大事なことだと思うんですよ。変わっていないどころか、出さないとなくなったから変わったでしょうもん。それを変わつたらんと判断するあなたのお考え、私はわかりませんよ。変わっていますよ。約束はしたけど、太良はどがんだったっちゃ出さんことにしたわけでしょう。

う。現に出していないわけでしょう。これを変わっとなんて言われるっですか。——皆さん変わっとなんて思うですか、おかしかでしょう。変わっとなんかですか。変わっとなんかでしょうもん。（「変わっとなんかですよ」と呼ぶ者あり）出さんやったというとは変わっとなんかでしょうもん。出すというたとば出さんやったとは変わったことでしょうもん。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

お静かにお願いします。

○20番（松尾征子君） 続

じゃあ、その情勢に合わせて判断をするということは大事なことでしょ。（発言する者あり）その辺はどうですか。——黙らんですか、私の発言中に。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私自身の考えをですね、立場を逆にして申し上げます。

私はやはりこういう大事なことは議会の認知を得てから初めて鹿島市としての正式な申し出だというふうに思うわけでありまして。そういう認識を私自身は持ちながら、議会と対峙しながら市政運営に携わっております。そういう私の考えから言いますと、この前お申し出になったことは町長さんのその時点でのお考えであって、議会の認知、こういうものは受けておられませんので、議会とよく相談をしてくださいということを申し上げただけのことです。ですから、これは状況が変わったというふうには思っておりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。とにかく今回のこの提案については、今この提案をされて、私たちがどう審議をしていいのか、私自身まだつかむことができませんし、したにしても、その意味がないと私は考えております。あとはもう結構です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私は提案権者として太良町との約束をちゃんと履行している。あとは議会の方でこのことをですね、今の鹿島市と太良町の現状というものを大局的に判断をなされるものというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私もちょっとですね、ただいまの松尾議員と市長とのやりとり、大体私もそういう趣旨でここに立ったわけなんです、状況が変わっていないということで、合併協の最終確認日が6月2日ですか——に行われたということなんです、これは両方が土俵に上がって初めて相撲が成立するという、まさに当たり前の感覚から我々は、一般市民はとらえていると思うんですね。片方は、土俵に上がる前に、条例に基づいて公選法による住民投票をやられた、そして、僅差ではあったと市長も言われます。私も、ひょっとすれば僅差かなと思いますけど、一つの政府が音頭を取るこうした大きな行政のあり方の流れの中で、反対の意思表示が一つでも多いということは、私は大きな違いだろうと思うんですよ。流れに沿わない結果が出たというのは、やっぱり大きく我々市民、先方である我々鹿島の側にも影響を与えたと思うんですね。これは選挙でも一緒だと思います。1票差だからと、不正がない以上は民主主義の手続ですから、1票の差があっても当選は当選、落選は落選、こういう民主主義の手続のけりがついたんですね。それに基づいて太良町長が町民の意思を最大限に尊重すると、これも公約をされておりました。その結果を、その自治体の長が政治判断をされました。大変な決断だったと思います。だから、合併協議会というのは、あくまでも事務的に合併をする前提として議論をした50数目にわたって結論が出された結果がそうであって、最終的な政治判断というのは、議会。議会の前に太良町では条例を制定されて、その条例に基づく民意を問う手続をとられたんです。その結果と対比をして、どちらが重たい結論なのかと、こういうことだろうと思います。だから、一つの前提が崩れた合意であるという状況が今なんですよ。そういうとらえ方を私はすべきだと思います。これがバランス感覚のとれた行政の長の今日とるべき判断だろうと思うんです。

そういった意味で、私は、太良町のああした動きをされたときに、私なりに判断したのは、この6月議会はあらかじめ合併議会だというふうに私なりに代名詞をつけておりましたが、合併議会の条件が一応崩れたと。そして、太良町の自治の最終決断が今出されようとしておるわけですから、ここを静観して、しかるべき対応を待つと。伊万里市なんかもそうでしょう。伊万里の市長は、西有田が、合い中が抜けては合併の形が、飛び地の状態では事実上の合併にはなり得ないということで有田町が離脱の意向表示をされたときに、伊万里市長はそれがおかしいと、合併協議会の議論とは違うじゃないかとは言われなんでしょう。静観をして、その自治の決定を待っておられるでしょう。そういうバランス感覚、ソフトパワーといえますかね、そういう態度をとるべきであって、しかるべき条件が整えば、臨時議会、もしくは9月議会という時期に提案をされる、それが最も望ましい姿だと。

それは市長の合併に向けた熱い意思を持って今日まで取り組まれたことは重々わかりますよ。わかりはしますが、一方の自治体の意思がそういう方向に流れておるといって、この厳然たる事実を直視して判断をする、そういうバランスを持ってほしいというふうに考えますが、

どういふうに市長はそういった点お考えで、あえて今回提案をされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

根本的に認識の違いがありますね。太良町では、住民投票によって民主主義の手續のけりがついたと、そうおっしゃいました。通常そうでしょう。その考え方に成り立ち得ると思っています。しかし、太良町の今回の民主主義の手續というのは、住民投票の結果いかににかかわらず、議会にかけますという手續をちゃんとあらかじめ示されていたんです、町長は。公約もされていた。私どもの合併協議の中でもそのことを約束されていたわけです。だから、この住民投票によってけりがついたということには私はならないと、議会に相談をしてくださいと言ったのはそういう意味です。

それから、伊万里の例を出されましたが、伊万里の例なんかも静観をしておられるだろうと。ここも例としては全然違うんですね。伊万里は住民投票をして、さらにその結果いかににかかわらず、こういう前提条件が全然ないです。私は、両市町、合併協議の中で、住民投票いかににかかわらず、議会にかけますという約束をされましたので、私は約束を守ってくださいと。約束を守ってくださいと言っている私の方から約束を破るわけにはいかない。ちゃんと私が守った上で、約束を守ってくださいと、このことを議会にかけてくださいということを私は今後もお願いをしていきたいというふうに思います。

太良町長さんが、住民投票のいかににかかわらず、議会に最終的にかけて、ここで決めますというふうなことを言っておられなかったら私がとやかく太良町のことについて言うことはございません。しかし、太良町にとっての合併協議の相手である鹿島市長として、あるいは合併協議会の会長としては、この約束を履行してくださいというふうな要望をするのは当然のことだというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

どうも説得力が欠けるんですね。約束だ約束だというふうに言われますが、その約束というのは、6月28日に同時に提案しましょうやという約束を言われますけど、片方はされていないんです、本日。そうでしょう。だから、約束だからと言って、一人走って見たところですよ、その一方の関取が体調を壊すなり、出場が若干おくれられるという状態には変わりはないわけでしょう。だから、約束だからわしはここに上っておるよと言ったって、行司軍配上がらないですよ。そういう状態に今あるということなんですから、それはやっぱり情勢、その法定協議会で約束されたことも重いですよ。しかし、太良町長が住民投票の結果

をもって判断をされた事実もあるんですよ。これもまた重いんですよ。どちらが重いかといえば、政治的な重さは後者なんですよ。そうでしょう。少し市長は事務的になり過ぎとと思うんですね。本当に合併を実現させようということであるならば、約束は一たん凍結をしても、合併のできる条件をつくるために、わしはどういうふうに動くべきなのかと、そういう判断が次の段階として出てこなければならない。それが今だろうと思うんですよ。——いやいや、市長は約束約束と棒飲んだように言われるけど、全然弾力性がないですね、そういう意味では。

大体ですね、6月28日に同時提案をするという約束をされたと言うけれども、それは何かと言えば、合併関連6議案を同時に提案した方がいいと、その日が最終日の28日がいいんじゃないかという約束でしょう。前提としては同時提案というのが前提なんでしょう。同時提案になっていないじゃないですか、約束といっても。（「向こうが破っているんだから……」と呼ぶ者あり）いんにゃ、私が今発言しよる間だから。市長は時々、人の発言のときね、気に入ったときには、いい質問をやつとるとやじるし、自分が気に入らなければ、やじを執行部席から飛ばしてくる。こういう姿勢自体がですね、本当に何ていうんですかね、少し傲慢じゃないですか。

だから、もう一回問いますが、同時に提案しましょうという約束でしょう。同時に提案していないじゃないですか。だから、同時に提案できる条件づくりなんですよ、今は。執行部の努力としては。太良町長さんが約束を守んされんやったということで片がつく問題かと。それで合併という大目的が達成できる議論になるのかということなんですよ。そこをよく考えていただきたい。そこに違和感を感じておるんです、我々議員、あるいは市民はですね。もう一遍、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この問題に対してですね、というのは私が提案を今回するという問題に対して、いろんな方の意見をお聞きしました。ほぼ100%、私を支持してくれておられます、市民は。過日といえますか、一昨日、ある結婚式の会場で太良町の二十代の青年が2人私のところに来て、桑原市長さんのしよんさつことがほんなことだと、支持をしますということも言っていただきました。

約束をですね、同日に提案ということ——同日に審議をするということですからね。審議の結果を皆様方議員が判断されることでしょう。そして、約束約束と言うけどと。じゃあ、約束を私は守っているのに、何であなたからそういうふうになんか言われにやいかんのですか。約束を破った方が何で正しいんですか、そっちを支持するんですか。単純明快なことですよ。約束約束で、約束ぐらい重要視されなければいけない、この合併協議そのものがここで取り

決めたことを必ず守りますと。簡単に約束を破るようだったら合併の協定自体が成り立ちませんよ。またそれこそ市民、町民の不信感をあおります。必ず、どんなささいなことでも決めたことは守る。これが大事なことじゃないでしょうか。単純明快なことです。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

何かの事務事業とは違うと思うんですね、何かの事務事業とは違う。言われるようにですね、行政の枠を1市1町が合併をして大きく広げようという議論なんですよ。これは相手があつての物種なんですよ。約束じゃないかといったってですね、婚約しとつたと、婚姻届を6月28日に出しに役所に行くばいと決めとつたと。ところが、片方が気が変わったと、いろんな事情があるでしょう。あるいはちゅうちょしておるといふときに、おれは役所に行たとつとけなし来んかと、来んところが悪かという議論が本当に成り立つのかどうかという議論なんですよ。私はそういうことを言っておるんですね。それが本当の正論じゃないでしょうか。

市長、市民に、周辺の方にお尋ねになったけど、君のやっとすることは間違っていないと、それは確かに間違っていないと思うんですよ。合併に積極的な姿勢を持っておられるという意味ではですね。それは評価があると思いますけど、この手続について私が指摘をしていることと、市長が棒飲んだような態度をとられることと、それは議論が分かれると思うんですよ。そういうことを問われているんですか、違うでしょう。

それから、私は約束を守つとるのに破つた方に文句を言わんで、なし私が文句言われにゃいかんかという議論をされますけど、そういうもんじゃないんですよ、文句言つとるんじゃないですよ。約束を守るといふのは、同時提案という約束を守りましょうといふことでしょう。片方の条件、条件が崩れたならば、日程が変わると。同時提案という約束を守るといふ段階に入るんじゃないですか。だから、今議会で、まだ本会議で提案される前からね、もう継続審査で結構でございますと。継続審査して、そんなら議員で何を審議するのかと、本6議案を。議案の内容を何を審議するのかわからんですよ、私は。条件が整っていないんだから。

だから、私はね、提案は今回はないものと思っていたんですよ。撤回された方がいいと思います。撤回されて、少し冷静になって太良の動きを待って、太良の呼吸と合う時期を探ると。その期間に9月議会までになるのか、あるいは臨時議会招集という形になるのか、そのとき我々議会としてはしかるべき対応をさせていただくと、こういう道筋でお願いをしたいと思いますので、一たん提案をされておりますけど、冷静にもう一回判断をし直されて、撤回をしていただきたいというふうに思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

約束はですね、これは絶対守るべきです。53項目の合併協定項目、これも絶対守るべきです。私はそういうふうに思っております。したがって、私の方からこの53項目、あるいは協議会で決めたことを破るという気持ちは毛頭ございませんし、そのとおりさせていただく。

そして、先ほど申されたように、議論の中身については議員それぞれの皆さんが判断をされて議論をされることでしょう。私がとやかく言うことはございません。提案をさせていただく。そして皆様に議論をしていただく。その結果、賛成と出るか、反対と出るか、あるいは今の状況を考えてみると、きょう結論を出すわけにはいかないというふうに考えられるか、それは議会の方で十分御審議をしてくださいと、こういうことです。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

あきれますね。53項目約束をされた、それは協議会で何か特別、市の名称などをめぐってはかなり合併協議会の議論も結論が出ずに繰り返し慎重審議をされたと、その結果を踏まえて53項目が成立をしたと、それは当然合併をすれば守らにゃならん話なんですよ。そういう話、守る、守らんの話以前の前提の話をしとるんですよ。そこは理解をしてくださいよ。

それから、一たん約束どおり28日に提案するて決めとったけん提案したけん、あとはどういう審議をするかは議会でやってくださいよと。これは少し執行部の姿勢としては審議の何を審議するのか。客観情勢が、下地ができていない段階で、そんな無責任な提案の仕方というのがあっていいものかと私は思いますよ。それをそういうふうな形に流れていくと、もし議会がそういうふうになれば、ただ本6議案の提案を死なせないために、要するに柵の上へ上げておくだけなんですよ。太良の動きを待つだけなんですよ、そうでしょう。中身の審議、議案のきょう提案されたこの中身の条項に間違いがないかという議論にはならないはずですよ。そんな事務的な問題じゃないんです、この議案は。そういった点で、今議会における提案は撤回を求めて、私の質疑は終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

合併の提案をさせていただいて、何を審議していいかわからんと、それが私わからんですね。私がお願いしているのは、1年間かけて法定合併協議会を設置して、この中で話し合っ、両市町の代表者同士で決めたこと、53項目。このことを審議してくださいということなんです。そして、この内容で合併協定の内容で、鹿島市として合併に賛成ですか、反対ですかという判断をしていただきたいということですから、審議の内容はいっぱいあるで

しょう。そう思いますけど。

○議長（小池幸照君）

谷口議員に申し上げます。議会の申し合わせ事項で質問は3回までと決まっておりますので、4遍を許しましたが、終わります。（「議長、内容の進展を考えてから……」と呼ぶ者あり）平行線だと思いたしますが。（「平行線ならやめましょう」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

私からは1点だけちょっとお伺いいたします。

現在、合併に関しましては太良町の住民投票によりまして、反対多数ということで合併が少し遠くなったように思います。私は合併に賛成する一人として質問をいたします。

6月5日に合併の調印式がとり行われまして、6月13日に太良町の住民投票が行われました。先ほど松尾議員がおっしゃられた部分に対し重複する点もあるかと思いますが、御了承ください。

6月5日に行われました調印式の意味が理解できていらっしゃる方は、それなりに納得されていたんじゃないかというふうに思いますが、理解をされていない市民の方も多くいらっしゃいました。調印式はもう合併をしましたよという意味合いでとらえている方が非常に多かったということです。この部分を十分に説明していなかったために、今後の市政を決める大きな意味合いを持つ住民投票が反対へと向かう大きな要素になったのではないかというふうに私は思います。

まず、調印式の内容が住民に伝わるように十分に説明がなされていたのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

合併の調印式の趣旨がよく住民に徹底をされていたのかという御質問でございます。これが一番最初に合併の協議会があったときの全世帯に配布された鹿島市・太良町合併協議会日より、このパンフレットが各家庭に配られております。この中で、合併のスケジュール、全体のスケジュール、ここでございますが、この中で、既に合併の協定書の調印式の日程も決められております。このときは5月までに調印をすると、この日程が若干ずれておりますが、ここでまず一番最初のスケジュールの段階で既にこの調印式の実施は決まっております。これがまず第1点目です。

そして、この調印式の意味でございますが、これは合併協議会の委員さんが——市民を代表される委員さんでございますけれども、この方たちが1年かけて53項目の協定項目を確認していただきました。その協定項目につきまして、双方の首長が確認をするものという意味

合いのものでございまして、このことについては説明会の折も十分に説明をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

私が先ほど御質問いたしましたのは、住民の方々に、この調印式の意味、調印式を何のためにやるのかということの説明がなされたのかどうかということをお聞きいたしました。先ほどの答弁については、いつ行われたかとか、あと協議員さん方々に説明がなされたということは理解できましたけれども、住民に対してはどうだったのかということを再度御質問いたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

いつの、どこの場所でというような御質問かと思いますが、今回、最終の住民への説明会といたしまして、5月12日から6月3日まで、市民の方々への説明をいたしておりますが、その中で、住民の方にはこういった調印式がありますというような趣旨の説明をいたしております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほどと御答弁が一緒のような気がいたしますけれども、私も何とっていいのか、3回目にまた立ったんですけれども、また一緒の御答弁になるかと思っておりますので、ちょっとこれぐらいにしておきたいと思っております。（発言する者あり）

再度、もう一度確認をいたします。

先ほど総務部長の方から御答弁がありましたように、住民説明会の中でそういう説明がなされたという、調印式がありますよということは説明いただきましたけれども、その中で、どういうふうな形で調印式の内容が説明されたのかということをお聞きしたいんですが、よろしいですかね。お願いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、これは合併の調印とは違うんですね、もう御理解いただいております。合併

の協定調印なんですね。ですから、この鹿島市と太良町の合併協議、住民説明会、この中でも、協議結果は合併協定書という形で整理し、鹿島市長と太良町長が関係者の立ち会いのもとに調印して、合併後の新市のまちづくりの指針として誠実に実行していくことを約束しますと、こういうふうにぴしっと書いておりますし、また、合併協議会主催、あるいは鹿島市の主催の住民説明会でもこの合併調印については、ちゃんとした説明をしております。太良町の方でこれがなされたどうか私は関知しておりませんが、鹿島市の場合はちゃんとしております。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。（「議長、さっきの谷口議員に対しての発言はだめですよ、あんな。平行線をたどるからやめてくださいと、ああいう発言を議長がすることは許されんですよ」と呼ぶ者あり）

質疑はこれにてとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第41号から議案第46号までの廃置分合関連6議案につきましては、委員会条例第6条及び第8条第1項の規定により、全議員を委員とする廃置分合関連議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ありが出ておりますので、起立により採決をいたします。

議案第41号から議案第46号までの廃置分合関連6議案は、全議員を委員とする廃置分合関連議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第41号から議案第46号までの廃置分合関連6議案は全議員をもって構成する廃置分合関連議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、報告をいたします。

廃置分合関連議案審査特別委員会の委員長に吉田正明君、副委員長に中村雄一郎君、以上のとおり決定をいたしました。

日程第4 請願第2号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」の審議に入ります。

去る22日の本会議において、文教厚生委員会に付託されました請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」について、文教厚生委員会の結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。10番北原慎也君。

○文教厚生委員長（北原慎也君）

文教厚生委員会審査報告を申し上げます。

平成16年6月22日の本会議において付託されました、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」については、6月23日の委員会において審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、会議規則第130条の規定により報告します。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。請願第2号に対する委員長の報告は採択であります。請願第2号は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、請願第2号は採択とすることに決しました。

暫時休憩します。

午後2時20分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付をいたしましたとおり、北原慎也君外6名から意見書第3号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書(案)が、中西裕司君外19名から意見書第4号「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(案)」、意見書第5号「有明海再生・復活に基づく諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査早期実施を求める意見書(案)」が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小池幸照君)

御異議ないものと認めます。よって、意見書第3号から意見書第5号の3件は日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。意見書第3号から意見書第5号の3件は、会議規則第36条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小池幸照君)

御異議ないものと認めます。よって、意見書第3号から意見書第5号の3件は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 意見書第3号

○議長(小池幸照君)

それでは、日程第5. 意見書第3号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書(案)についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書案の朗読を求めます。10番北原慎也君。

○10番(北原慎也君)

意見書第3号

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書(案)

1985年度国家予算編成期より、毎年、見直し・削減の俎上に登ってきた「義務教育費国庫負担制度」(特に、学校事務職員・栄養職員をこの制度から除外する動き)については、佐賀県議会をはじめ多くの地方議会からの堅持の声に、2004年度国家予算においても堅持された。しかしながら、財務省はその負担を地方に転嫁する意図のもとに「義務教育費国庫負担制度」そのものの廃止にも言及している。

周知のとおり、義務教育費国庫負担制度は、憲法・教育基本法で保障する「義務教育費無償の原則」や「教育の機会均等・水準の維持向上」を具現化する現行教育制度の重要な根幹

をなす制度として、また、人材育成のための未来への先行投資として必要不可欠なものである。

地方財政においても厳しさを増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは「財政状況の差を教育に影響させる」ことに直結しかねない。教育の質的向上が望まれている今日、制度の見直しは、保護者・地域住民の望みに逆行すると共に、憲法が保障する「教育の機会均等・水準の維持向上」を阻害する要因となるものである。

よって、本議会は政府に対し「義務教育費国庫負担制度」の本来の趣旨に則り、本制度の堅持を強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月28日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様
財 務 大 臣 谷 垣 禎 一 様
文部科学大臣 河 村 建 夫 様
総 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成16年6月28日

提出者	鹿島市議会議員	北 原 慎 也
〃	〃	水 頭 喜 弘
〃	〃	徳 村 博 紀
〃	〃	寺 山 富 子
〃	〃	岩 吉 泰 彦
〃	〃	中 村 清
〃	〃	中 島 邦 保

以上であります。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第3号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書(案)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(小池幸照君)

起立全員であります。よって、意見書第3号は提案のとおり可決されました。

日程第6 意見書第4号

○議長(小池幸照君)

次に、日程第6. 意見書第4号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(案)についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書案の朗読を求めます。21番中西裕司君。

○21番(中西裕司君)

意見書第4号

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(案)

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところであるが、本市の地域経済は未だ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっている。

しかしながら、平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾である。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方の下に、去る6月4日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定されたところであるが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要である。

よって、政府及び国会においては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の事項についてその実現を強く求める。

記

1. 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。

- 特に、地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。
2. 税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
 3. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。
 4. 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月28日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	倉田寛之様
内閣総理大臣	小泉純一郎様
内閣官房長官	細田博之様
総務大臣	麻生太郎様
財務大臣	谷垣禎一様
経済産業大臣	中川昭一様
経済財政政策担当大臣	竹中平蔵様
文部科学大臣	河村建夫様
厚生労働大臣	坂口力様
農林水産大臣	亀井善之様
国土交通大臣	石原伸晃様
経済財政諮問会議委員	牛尾治朗様
〃	奥田碩様
〃	本間正明様
〃	吉川洋様

以上意見書（案）を提出する。

平成16年6月28日

提出者

鹿島市議会議員	中西裕司	鹿島市議会議員	徳村博紀
鹿島市議会議員	伊東茂	鹿島市議会議員	福井正
鹿島市議会議員	水頭喜弘	鹿島市議会議員	橋爪敏
鹿島市議会議員	山口瑞枝	鹿島市議会議員	中村雄一郎
鹿島市議会議員	森田峰敏	鹿島市議会議員	北原慎也

鹿島市議会議員	寺山富子	鹿島市議会議員	岩吉泰彦
鹿島市議会議員	井手常道	鹿島市議会議員	青木幸平
鹿島市議会議員	中村清	鹿島市議会議員	谷口良隆
鹿島市議会議員	中島邦保	鹿島市議会議員	吉田正明
鹿島市議会議員	谷川清太	鹿島市議会議員	松尾征子

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第4号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第4号は提案のとおり可決されました。

日程第7 意見書第5号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 意見書第5号 有明海再生・復活に基づく諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査早期実施を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

意見書第5号

有明海再生・復活に基づく諫早湾干拓地排水門の
中・長期開門調査早期実施を求める意見書（案）

平成13年12月に農林水産省有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会（第三者委員会）は「諫早湾干拓地排水門の開門調査に関する見解」をまとめている。見解は、「諫早湾干拓時は重要な環境要因である流動及び負荷を変化させ、諫早湾のみならず有明海全体の環境に影響

響を与えていると想定され、また、開門調査はその影響の検証に役立つと考えられる。現実的な第一段階として2ヶ月程度、次の段階として半年程度、さらにそれらの結果の検討を踏まえて数年の開門調査が望まれる。調査に当たって、開門はできるだけ長く、大きいことが望ましい。」と提言している。

しかしながら、農林水産省は水位変動幅をわずか20cmにとどめた、1ヶ月足らずの短期開門調査しか実施することなく、去る5月11日亀井農林水産大臣は、短期開門調査等の結果をもとに、コンピュータ再現を含めた検討の結果、「有明海のノリ漁業を含めた漁業環境に影響を及ぼす可能性がある」として、排水門の中・長期開門調査実施の見送りを公式に表明した。

このことは、委員会提言の趣旨が十分生かされておらず、「有明海の再生・復活には、諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査実施が不可欠」と、国及び農林水産省へ訴え続けてきた、漁業者、沿岸住民等の気持ちを踏みにじる行為といわざるを得ない。

有明海の再生、復活を願う多くの人々は、原因究明につながる本格的な開門調査の早期実施を望んでいる。

よって、国におかれては、有明海を再生するためには、早期に徹底した原因究明がなされることが肝要であり、そのためには諫早湾沿岸地域の防災対策に配慮しながら中・長期の開門調査を早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月28日

佐賀県鹿島市議会

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長 倉 田 寛 之 様
内 閣 総 理 大 臣 小 泉 純 一 郎 様
農 林 水 産 大 臣 亀 井 善 之 様
環 境 大 臣 小 池 百 合 子 様
水 産 庁 長 官 田 原 文 夫 様
農林水産省九州農政局長 伊 丹 光 則 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成16年6月28日

提 出 者

鹿島市議会議員 中 西 裕 司 鹿島市議会議員 徳 村 博 紀
鹿島市議会議員 伊 東 茂 鹿島市議会議員 福 井 正
鹿島市議会議員 水 頭 喜 弘 鹿島市議会議員 橋 爪 敏
鹿島市議会議員 山 口 瑞 枝 鹿島市議会議員 中 村 雄 一 郎

鹿島市議会議員	森 田 峰 敏	鹿島市議会議員	北 原 慎 也
鹿島市議会議員	寺 山 富 子	鹿島市議会議員	岩 吉 泰 彦
鹿島市議会議員	井 手 常 道	鹿島市議会議員	青 木 幸 平
鹿島市議会議員	中 村 清	鹿島市議会議員	谷 口 良 隆
鹿島市議会議員	中 島 邦 保	鹿島市議会議員	吉 田 正 明
鹿島市議会議員	谷 川 清 太	鹿島市議会議員	松 尾 征 子

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第5号 有明海再生・復活に基づく諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査早期実施を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第5号は提案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時45分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小池 幸 照

会議録署名議員 19番 谷 川 清 太

同 上 20番 松 尾 征 子

同 上 1 番 徳 村 博 紀